

2月度生涯研修講座

痛みの評価は問診が重要

原因不明の歯痛テーマに講演



問診のポイントを話す井川雅子氏。2月19日、M&Dホール

臨床・学術部は2月19日、生涯研修「原因不明の歯痛・顔面痛をどう診断するか」レントゲンで異常がないのになぜ歯に痛みを訴えるのか？」をM&Dホールで開いた。井川雅子氏(静岡市立清水病院口腔外科非常勤歯科医師)を講師に125人が参加した。

領域であると紹介。「痛み」の評価法としては、部位、性状、強さ、持続時間、頻度についての問診が特に重要になるとした上で、非歯原性歯痛の

分類による、筋・筋膜性歯痛や神経血管性歯痛、心臓性歯痛(狭心症、心筋梗塞)等の「歯痛」の特徴や診断のポイント、臨床の一般的経過を解説

した。当日は、精神疾患(うつ病)による歯痛への対応のなかで、関西の協力医も紹介してもらい、充実した講習会となった。

新規指導対策

顔が見えるカルテを記載上の注意点を解説

新規開業医講習会・新規個別指導対策編を2月18日、M&Dホールで開いた。小山賢一氏(社保研究部員)が、「新規個別指導対策編」テキストを使い、指導のしくみ・準備しておくこと・心構えから、カルテ記載の注意点、再審査請求・返戻依頼書を説明、顔が見えるカルテを心がけて欲しいと呼びかけた。

安積中氏(理事・社保研究部員)は、「カルテ記載を中心とした指導対策テキスト」を使い、カルテのプリントアウトは必須、主訴は患者の言葉で、所見は必ず、必要な場合は図を記載するなど、ポイントを説明した。

第53回定期総会 会員とともに

臨床・学術部

臨床・学術部は、「保険でよい歯科医療」をテーマに、明日からの日常診療に活かせる内容を中心とした講習会を開催することにも、機関紙「大阪歯科保険医新聞」で講習会の内容を発信している。また、アシスタントと歯科衛生士向けの実習講座を開催し、スタッフ

講習会は生涯研修講座を毎月開催し、幅広いテーマの企画を取り上げるようにしている。新しい技術などが保険適用されたときには、その内容を企画した講習会を開催している。近年は毎回100人を超える会員が参加するなど好評だ。併せて、機関紙には「研究講座」を1回掲載し、生涯研修に参加できなかった会員に講習会内容を紙

面でも知らせている。スタッフ向けには、スキル向上を目的とした実習講座を中心に取り組み。アシスタントのためのバキューム実習は年2回開催しており、我流に陥らないための基本技術が学べる実習に取り組ん

でいる。歯科衛生士向けにはシャープニングセミナーを年2回開催している。窓口業務を担う新人の受付、助手を対象に毎年5月、新人スタッフ総合講座を開催し、保険請求の流れ、診療補助に必要な歯科医療の基礎知識を学んでいる。その基礎知識を解説した「デンタルスタッフのための歯科保険診療ハンドブック」の編集作業にも取り組んでいる。

今年「日常診療経験交流会」の開催を予定している。日々の診療で得た経験や工夫を交流するために、ぜひとも多くの会員にご参加いただきたい。



毎回100人を超える参加がある生涯研修講座

診療に活かす講習会好評

講習会にご参加いただいた



「FRIDAYヘルス」のコーナーで、「35歳以上の8割が罹患する国民病」として、歯周病に焦点を当てている。歯周病菌が心筋梗塞などの原因となることに言及し、「静かに身体を蝕む殺し屋から身を守るために、デンタルフロスの使用や、良く噛んで食べて唾液の分泌を促すよう勧められている。

最後のセーフティネット6 生活保護裁判の行方

ゆがみ調整の裏

厚労大臣は、生活保護基準の引き下げの理由の一つとして、「ゆがみ調整」を挙げる。生活保護基準と低所得者の消費水準を比べたところ、前者が後者より高いため、低所得者に合わせて保護基準を減額するというものである。しかし、この説明の裏には、二つの問題が隠されている。

数字操作し基準引き下げ

問題点の一つ目は、生活保護世帯と「第1十分位」の世帯を比較したという点である。「第1十分位」とは、世帯を所得順に並べたときの、下位10%の世帯を意味する。2008年の総務省統計局の統計によると、下位10%は、年間収入190万円以下の世帯である。

この低所得世帯と比較することが問題になる理由は、日本では、生活保護制度が十分に利用されていないことにある。生活保護基準以下の生活であるにもかかわらず、生活保護は恥である、世間から白い目で見られる等の偏見を恐れてあえて生活保護を受けていない人々が多数いる。

数いる。また、生活保護の申請をしようとしても、福祉事務所が申請をさせないという違法行為が数多く報告されている。そのため、生活保護を受けるべき世帯のうち、実際に保護を受けている世帯の割合は、15~18%ほどである。

つまり、生活保護が十分に利用されていない現状では、第1十分位の世帯と生活保護世帯を比較すると、生活保護基準以下の生活水準に合わせることで、生活保護基準を際限なく引き下げることになる。第1十分位を比較することでは、生活保護の基準は判断できないのである。

スクープで発覚

問題点の一つ目は、専門家の意見を無視した点である。ゆがみ調整の具体的な方法は、専門家による複雑な数式に依拠しているが、これによれば、生活保護基準が上がる世帯もあれば下がる世帯もあった。ところが、厚労省は、この計算過程を改変した。計算過程で得られた数字を2分の1にしたのである。その結果、生活保護費が増額されるはずであった世帯も保護費の増額幅が減らされた。

そして、厚労省は、こうした操作をするにあたり、専門家に何の意見聴取もしなかった。しかも、こうした数字の操作をしたこと自体を公表しなかった。後日、北海道新聞のスクープ報道で、ようやく発覚したのである。

このように、「ゆがみ調整」を理由とする生活保護の引き下げは、専門家の意見を無視し、恣意的に行われたものであり、違法・違憲である。(つづく) (弁護士・和田信也)



900人を超える当事者が基準引き下げの撤回を求め裁判をたたかっている

Advertisement for 'ハモナビ 学校求人プラン' (Harmonavi School Job Plan). It features a large header, a list of benefits like 'Wのアピール!!' (Double appeal!!) and '長期掲載!!' (Long-term posting!!), and contact information for Harmonic Group. The ad includes a search bar and a call to action 'クリック!' (Click!).